

# 退職手当・年金制度等ガイドブック

(令和6年1月)

鳥取県教育委員会事務局教育総務課  
鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課  
公立学校共済組合鳥取支部

## 退職者のみなさんへ

鳥取県から給与を受けている職員が退職（死亡退職を含む。）したときは、勤続期間又は在職期間に応じて県から退職手当が支給されます。また公立学校共済組合からは、年金の受給権が発生したとき厚生年金等が支給されます。

給付等については、退職者自身の請求手続により支給されますので、該当者は速やかに請求書類を提出してください。特に、短期給付（医療費関係）は事由発生日から2年間、長期給付（年金関係）は年金受給権が発生したときから5年間、請求を行わなかったときは時効により請求権等が消滅しますのでご注意ください。

皆様から提出された請求書類により、迅速な給付の決定を行うようにしておりますが、書類の不備や期限までに提出されないときは、給付が遅れることとなりますので、このガイドブックを参考に手続きをしてください。

## 退職に伴う諸給付及び受給要件

給付の種類	支払者	受 給 要 件	
退職手当	鳥 取 県	一般の退職手当	一般職員で6ヶ月以上（死亡、勸奨又は整理退職の場合は1日以上）引き続いて勤務して退職したとき。
		予告を受けない退職者の退職手当	退職が労働基準法第20条及び第21条又は船員法第46条に該当する場合（30日前に予告を受けないで退職させられた場合。）の一般の退職手当の額が平均賃金の30日分より少ないとき。
		失業者の退職手当	一般の退職手当の額（予告を受けない退職手当を含む。）が雇用保険法の給付額に達しないとき。
老齢厚生年金	公 立 学 校 共 済 組 合	組合員期間等が10年以上で退職した後、65歳に達したとき支給。	
遺族厚生年金		組合員期間中又は老齢厚生年金受給中に死亡した場合。 公務上の傷病により死亡したとき。	
障害厚生年金		組合員期間中に発病（初診）し、初診から1年6か月経過後障害の状態にあるとき。	
退職等年金給付 （年金払い退職給付）		組合員期間が1年以上で退職した後、平成27年10月1日以降の組合員期間に係る3階部分として65歳に達したとき支給。	
経過的職域加算		老齢厚生年金等が支給されるときに、平成27年9月30日までの組合員期間に係る3階部分として支給。	

# 目 次

## 退職手当、財形手続について

I 退職手当について	
1 退職手当の受給要件	1
2 退職手当の算出	1
3 勤続期間の計算	3
4 退職手当算出の経過措置等について	5
5 60歳に達した職員の退職手当	6
6 退職手当の調整額表	7
7 退職手当の支給事由別支給率表	8
8 退職手当に対する課税	9
9 税額の算出	9
10 税額表	11
11 退職手当から控除されるもの	12
12 退職手当の申請・受取について	12
13 その他注意事項	13
II 財産形成貯蓄の手続について	17

## 退職後の医療保険と年金制度

I 退職後の医療保険について	18
II 任意継続組合員制度について	20
III 退職または資格喪失後の短期給付について	25
IV 年金制度について	
1 年金制度の体系	26
2 被保険者の種類と保険料	27
V 退職後の長期給付について	
1 長期給付の種別等	28
2 老齢給付	29
3 障害給付	32
4 遺族給付	36
5 退職等年金給付（年金払い退職給付）	38
6 基礎年金制度の概要	40
7 加給年金	44
8 再就職した場合の年金の支給停止	45
9 請求手続等	46
10 年金の支給と留意事項	47
11 質疑等の照会先	48
VI その他	
1 福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度・元気づくりサービスコース）の取扱い	49
2 アイリスプランの取扱い	49
3 宿泊施設特別利用者証の交付について	50